

「福島県屋外広告物条例施行規則」の一部改正について

「福島県屋外広告物条例施行規則」の一部を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

●改正の内容

- (1) 県道小野富岡線の一部区間（小野町～田村市いわき市境）の供用開始に伴い、良好な景観形成及び風致の維持のため、その道路区間及び接続地域を屋外広告物の規制地域に指定しました。
- (2) 屋外広告物許可更新申請書（様式第3号（第9条関係））の様式を一部修正しました。

●公布日

令和7年3月4日

●施行日

公布日に同じ

●その他

改正内容につきましては、[福島県報（令和7年3月4日発行）](#)又は[福島県屋外広告物条例施行規則新旧対照表](#)をご覧ください。

●問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部都市計画課

電話：024(521)7508(直通) FAX：024(521)7956

電子メール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp